

東証一斉連絡



2021年3月24日
株式会社 東京証券取引所
上 場 部

上場廃止に係る猶予期間入りについて

下記のとおり、上場廃止に係る猶予期間に入ることとなりますので、お知らせします。

記

1. 銘 柄 シンバイオ製薬株式会社 株式
(コード: 4582、市場区分: JASDAQ グロース)

2. 業績基準

(1) 猶予期間 2021年1月1日(金)から2022年12月31日(土)まで

(2) 理 由 本日同社が提出した有価証券報告書等において、最近4事業年度（2017年1月期から2020年12月期まで）における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負であることが確認されたため（有価証券上場規程第604条の4第1項第1号（関連規則は同第604条の2第1項第2号））

(注1) 有価証券上場規程2020年2月7日付改正付則第4項の規定により、上場廃止に係る猶予期間は2年間となっています。

(注2) 猶予期間内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が負でなくなった場合又は同社が猶予期間内に新規上場審査基準に準じた基準による審査を申請し、当該基準に適合すると認められた場合には、同社株式の上場が継続されることとなります。¹

¹ 当取引所は、昨年12月25日公表「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について（第二次制度改革事項）」において、新市場区分への移行日（2022年4月4日予定）の前日に、新市場区分における上場維持基準では対象となるない猶予期間入り又は監理銘柄指定の対象となっていた銘柄については、移行後においてその内容を引き継がないこととし、本年2月26日までパブリック・コメント手続きを実施しておりました。公表内容のとおり制度改革を実施した場合には、移行日において同社株式の猶予期間入りを解除いたします。

<<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20201225-01.html>>

3. 利益計上基準

- (1) 猶予期間 2021年1月1日（金）から2022年12月31日（土）まで
- (2) 理由 本日同社が提出した有価証券報告書等において、同社の上場申請事業年度の営業利益の額が負であり、かつ同社の上場後9事業年度（2012年12月期から2020年12月期まで）における営業利益の額が負であることが確認されたため（有価証券上場規程第604条の4第1項第3号）
- (注1) 有価証券上場規程2020年2月7日付改正付則第5項の規定により、上場廃止に係る猶予期間は2年間となっています。
- (注2) 猶予期間内に営業利益の額が負でなくなった場合又は同社が猶予期間内に新規上場審査基準に準じた基準による審査を申請し、当該基準に適合すると認められた場合には、同社株式の上場が継続されることとなります。¹

以上